

再エネ海域利用法の運用開始に向けた論点整理 ー促進区域指定と事業者選定についてー

2018年12月25日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

(参考) 再エネ海域利用法のスキームの詳細

基本方針 (閣議決定) 〈法第7条〉

・海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を作成する。

〈基本方針に定める事項〉

- ・海域の利用の促進の意義及び目標に関する事項
- ・海域の利用の促進に関する施策に関する基本的な事項
- ・促進区域の指定に関する基本的な事項
- ・促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業と漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に関する基本的な事項
- ・海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物質の輸送に利用される港湾に関する事項
- ・その他海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進を図るために必要な事項

国による調査 〈法第8条第2項〉

・経産大臣と国交大臣は促進区域を指定するときは、あらかじめ当該区域の状況を調査する。

関係大臣・協議会の意見聴取 〈法第8条第5項〉

・促進区域を指定するときは、関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び地元関係者を含む協議会の意見を聴かなければならない。

促進区域を指定する旨の縦覧と意見聴取 〈法第8条第3・4項〉

・促進区域の指定をしようとするときは、その旨を公告し、公衆の縦覧に供しなければならない。

促進区域の指定 〈法第8条〉

・経産大臣と国交大臣は、基準に適合するものを促進区域として指定することができる。

〈区域指定の基準〉

- ・気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備の出力の量が相当程度に達する見込みがあること
- ・航路及び港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼさず、発電設備の適切な配置が可能であること
- ・設置及び維持管理に必要な港湾と一体的に利用できること
- ・系統の確保の見込みがあること
- ・漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること
- ・漁港の区域、港湾区域、海岸保全区域、低潮線保全区域その他の水域に重複しないこと

公募占用指針の作成 〈法第13条〉

・経産大臣と国交大臣は、事業者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び発電設備の整備のための占用に関する指針を定めなければならない。

〈公募占用指針記載事項〉

- ・公募の対象となる発電設備の区分等
- ・促進区域内海域の占用の区域
- ・占用の開始の時期
- ・出力の量の基準
- ・公募の参加の資格に関する基準
- ・保証金に関する事項
- ・供給価格の上限額
- ・調達価格の額の決定方法
- ・調達期間
- ・FIT法に基づく事業計画の認定の申請の期限
- ・設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し占用区域と一体的に利用される港湾に関する事項
- ・撤去に関する事項
- ・公募占用計画の認定の有効期間
- ・関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項
- ・選定事業者を選定するための評価の基準
- ・その他必要な事項

(参考) 再エネ海域利用法のスキームの詳細

公募占用計画の提出<法第14条>

・公募に応じて選定事業者となろうとする者は、公募占用計画を作成し、経産大臣と国交大臣に提出しなければならない。

<公募占用計画記載事項>

- ・占用の区域
- ・占用の期間
- ・発電事業の内容及び実施時期
- ・発電設備の区分
- ・発電設備の構造
- ・工事実施の方法

- ・工事の時期
- ・発電設備の出力
- ・供給価格
- ・発電設備の維持管理の方法
- ・設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、占用区域と一体的に利用する港湾に関する事項
- ・撤去の方法

- ・関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制及び能力に関する事項
- ・資金計画及び収支計画
- ・その他経産省令、国交省令で定める事項

公募占用計画の審査<法第15条第1項>

・経産大臣及び国交大臣は、公募占用計画が提出されたときは、基準に適合しているかを審査しなければならない。

<公募占用計画の審査の基準>

- ・供給価格が供給価格上限額以下であることその他公募占用計画が公募占用指針に照らして適切なものであること
- ・公募占用計画に係る占用が法第10条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないこと
- ・公募占用計画に係る発電設備及びその維持管理の方法が経産省令、国交省令で定める基準に適合すること
- ・公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと

公募占用計画の評価、事業者の選定<法第15条第2項、第3項>

・経産大臣と国交大臣は、公募占用計画が基準に適合しているときは、公募占用指針の評価の基準に従って評価を行う。

<評価の基準、事業者選定の方法>

- ・評価の基準に従い評価し、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出したものを選定事業者として選定する

公募占用計画の認定<法第17条>

・経産大臣と国交大臣は、選定した事業者が提出した公募占用計画について、占用の区域と期間を指定して、公募占用計画が適当である旨の認定をする。

公募占用計画の変更<法第18条>

・選定事業者は、認定を受けた公募占用計画を変更しようとする場合は、経産大臣と国交大臣の認定を受けなければならない。

<変更の認定の基準>

- ・変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号の基準（公募占用計画の審査基準）を満たしていること
- ・公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること

調達価格と調達期間の決定<法第13条第8項>

・経産大臣は、事業者がFIT法に基づき認定の申請をしたときは、公募占用計画と整合的であること等をもって認定する。

占用の許可<法第19条>

・国交大臣は、選定事業者から公募占用計画に基づき法第10条第1項の許可（占用の許可）の申請があった場合においては、当該許可を与えない。